

令和元年10月1日施行 使用料金表 伊勢崎市 赤堀 運動施設

赤堀中央運動場野球場
赤堀中央運動場テニスコート
赤堀体育館
赤堀剣道場
あかぼり運動公園テニスコート
あかぼり運動公園球技場

赤堀運動施設管理事務所
(電話) 0270(62)1930
(FAX) 0270(62)4418

共通特別定期

区分	単位	使用料		利用可能な施設
テニスコート	一般	1人年額	4,940円	伊勢崎市庭球場 伊勢崎市あかぼり運動公園テニスコート 伊勢崎市あずま総合運動公園テニスコート
	高校生	1人年額	3,300円	
	中学生以下	1人年額	1,640円	
弓道場	一般	1人年額	3,300円	伊勢崎市弓道場 伊勢崎市あずま弓道場 伊勢崎市境弓道場
	高校生	1人年額	2,200円	
	中学生以下	1人年額	1,100円	

注

- 4月1日から翌年の3月31日まで。1年未満の時は1年とみなす。
- 共通特別定期の使用料には附属設備の使用料は含まない。

1 伊勢崎市赤堀中央運動場

ア 野球場

区分	単位	使用料
夜間照明	1時間	1,100円

イ テニスコート

区分	単位	使用料
夜間照明	1面 1時間	220円

注

- 夜間照明の利用時間は、午後5時から午後9時30分までとする。

2 伊勢崎市赤堀体育館

[1] 専用利用

区分	使用料			
	スポーツ行事	スポーツ行事以外	営利宣伝のための利用	
体育室	午前9時～正午	660円	2,640円	3,960円
	正午～午後5時	1,100円	4,400円	6,600円
	午後5時～午後10時	1,100円	4,400円	6,600円
	午前9時～午後10時	2,860円	11,440円	17,160円
柔道場	午前9時～正午	490円	980円	—
	正午～午後5時	810円	1,640円	—
	午後5時～午後10時	810円	1,640円	—
	午前9時～午後10時	2,120円	4,270円	—

[2] 部分利用

区分	単位	使用料	摘要
バレーボール	1面 1時間	220円	利用時間を超過したときの使用料は、30分以内のときは規定料金の2分の1、30分を超過したときは、全額を加算した額を徴収する。
バスケットボール	1面 1時間	220円	
柔道	1人 1時間	50円	
卓球	1面 1時間	50円	
バドミントン	1面 1時間	50円	

注

- 高校生以下の使用料は、半額とする。
- 個人利用の場合は、利用を規制する場合がある。
- 伊勢崎市民以外の者が利用する場合は、それぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

3 伊勢崎市赤堀剣道場

[1] 個人利用

区分	単位	使用料
剣道場	1人 1時間	50円

[2] 専用利用

区分	使用料	
	スポーツ行事	スポーツ行事以外
午前9時～正午	490円	980円
正午～午後5時	810円	1,640円
午後5時～午後10時	810円	1,640円
午前9時～午後10時	2,120円	4,270円

注

- 高校生以下の使用料は、半額とする。
- 個人利用の場合は、利用を規制する場合がある。
- 伊勢崎市民以外の者が利用する場合は、それぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

4 伊勢崎市あかぼり運動公園

[1] テニスコート

区分	単位	使用料	摘要	
午前9時～正午	1面	980円		
正午～午後5時	1面	1,640円		
午後5時～午後9時30分	1面	1,470円		
練習	1面 1時間	320円		
特別定期	一般	1人 年額	3,300円	4月1日から翌年の3月31日まで。1年未満のときも1年とみなす。
	高校生	1人 年額	2,200円	
	中学生以下	1人 年額	1,100円	

イ 附属設備

区分	単位	使用料
夜間照明	1面 1時間	320円

注

- 夜間照明の利用時間は、午後5時から午後9時30分までとする。
- 高校生以下の使用料は、特別定期及び附属設備を除き半額とする。
- 個人利用の場合は、利用を規制する場合がある。
- 伊勢崎市民以外の者が利用する場合は、特別定期及び附属設備を除き、それぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

[2] 球技場

ア 野球場及びフットサル場

区分	単位	使用料	
野球場	1面 1時間	320円	
フットサルコート	午前9時～午後1時	1面	880円
	午後1時～午後6時	1面	1,100円
	午後6時～午後9時30分	1面 1時間	220円

イ 附属設備

区分	単位	使用料	
夜間照明	野球場	全面 1時間	1,320円
		3分の2面 1時間	880円
	フットサルコート	1面 1時間	440円

注

- 夜間照明の利用時間は、午後5時から午後9時30分までとする。
- 高校生以下の使用料は、附属設備を除き半額とする。
- 個人利用の場合は、利用を規制する場合がある。
- 伊勢崎市民以外の者が利用する場合は、附属設備を除きそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。